

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

2026年2月20日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする寄附者から求めがあったときは、当該寄附者の住所所在地の市区町村長に対し、その情報を通知している。 寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  具体的な事務： ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付
③システムの名称	エクセルファイル、ワンストップ特例申請管理システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

札幌市\_eLTAX納品データ

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 公民・広域連携推進室 推進課
②所属長の役職名	推進課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル8階 まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室推進課
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	2025年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	2025年12時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
<p>判断の根拠</p>	<p>当該データはLGWAN環境で取り扱っており、ふるさと納税担当のみが当該データにアクセスすることができる。 eLTaxへのデータ取り込みの際は、とりまとめたデータをパスワードロック機能が付いたUSBを鍵付きケースに入れて、運搬を行っている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2022年7月19日	I 特定個人情報ファイル名	寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル	札幌市_eLTAX納品データ	事後	ファイル名変更のため、重要な変更にあたらぬ。
2022年7月19日	II しきい値判断項目 1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	人数の時点修正のため、重要な変更にあたらぬ。
2022年7月19日	II しきい値判断項目 2	500人未満	500人以上	事後	人数の時点修正のため、重要な変更にあたらぬ。
2022年7月19日	III しきい値判断結果	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書の実施が求められている	事後	判断結果に基づく文言変更であるため、重要な変更にはあたらぬ。
2026年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	使用せず(エクセルファイルで管理)	エクセルファイル、ワンストップ特例申請管理システム	事後	システム名称の変更
2026年2月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	札幌市 総務局 秘書部 秘書課 秘書課長	札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 公民・広域連携推進室 推進課 推進課長	事後	業務移管に伴う記載内容の変更
2026年2月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局秘書部秘書課	郵便番号060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル8階 まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室推進課	事後	業務移管に伴う記載内容の変更
2026年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上 令和4年6月1日 時点	500人未満 2025年12時点	事後	取扱者数変更に伴う記載内容の変更
2026年2月20日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値再判定に伴う評価項目の変更
2026年2月20日	IV リスク対策 (全ての項目)	・1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ・2～5、7、9 特に力をいれている 8. 監査 自己点検、内部監査	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書 ・2～8、10、11 十分である(判断根拠を追記) 9. 監査 自己点検	事後	・しきい値再判定に伴う評価内容の再検討 ・様式改定に伴う記載項目の追加